

## 岩手県全国がん登録指定診療所指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項及び同法施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）第14条の規定に基づき、知事が全国がん登録に係る届出対象情報の届出を行う診療所を指定するための手続を定める。

(対象施設)

第2条 対象となる施設は、原発性のがんについて初回の診断を行うことが見込まれる岩手県内に所在する診療所のうち、法第6条第2項の指定を希望する診療所とする。

(指定申請)

第3条 指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における指定申請書」（様式1）を岩手県保健福祉部健康国保課（以下「健康国保課」という。）に提出する。

2 知事は、指定申請書を受理した場合は、法第6条第2項の規定による診療所として指定を行い、「全国がん登録における指定書」（様式2）により通知する。

(指定申請期限)

第4条 指定申請期限は、各年11月末日とする。なお、指定申請期日の翌日以降、その年内にあった申請は無効とする。

(指定期日)

第5条 指定は申請があった日が属する年の翌年1月1日付けでまとめて行い、年途中には指定を行わない。

(指定期間)

第6条 指定期間は定めのないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の辞退又は知事による指定の取消が行われるまでの間は、当該指定の効果は継続する。

(申請内容の変更)

第7条 指定診療所は、当該指定に係る申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定内容変更届」（様式3）を速やかに健康国保課に提出する。

(指定の辞退)

第8条 指定診療所は、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定辞退届」（様式4）に「全国がん登録における指定書」を添付して健康国保課に提出する。

(指定の取消)

第9条 知事は、指定診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(指定書の再交付申請)

第10条 指定診療所は、指定書を滅失した場合は、「全国がん登録における指定書再交付届」（様式5）を健康国保課に提出する。

2 知事は、再交付申請書を受理した場合は、「全国がん登録における指定書」（様式2）により再

交付する。

(届出対象)

第 11 条 指定診療所における法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出の対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

(指定を受けていない診療所からの届出の取扱い)

第 12 条 知事は、指定を受けていない診療所からの、法第 6 条第 1 項に掲げるがんに関する情報の届出は受理しない。

(台帳管理と公表)

第 13 条 知事は、指定した診療所について、「全国がん登録指定診療所台帳」(様式 6)に登載の後、一部の内容を除き健康国保課ホームページに掲載し、一般の閲覧に供する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定は、施行日前においても、行うことができるものとする。